

調達価格等算定委員会（第 83 回）
議事要旨

○日時

令和 5 年 1 月 17 日（火）13 時 01 分～15 時 39 分

○場所

オンライン会議

○出席委員

高村ゆかり委員長、秋元圭吾委員、安藤至大委員、大石美奈子委員、松村敏弘委員

○オブザーバー

農林水産省、国土交通省、環境省、消費者庁

○事務局

能村新エネルギー課長、潮新エネルギー課長補佐

○議題

- （１）バイオマス発電について
- （２）入札制・地域活用要件について
- （３）その他の論点について

○議事要旨

- （１）バイオマス発電について

委員

- ・ 事務局案に賛成。
- ・ バイオマスは燃料種によってコスト構造が多様であり、他の再エネに比べて調整力も期待されることから、コストが高いという一般化した記載には慎重であるべき。
- ・ 既に認定量がエネルギーミックスの水準を上回っているため、今後は費用効率的な事業実施を重視しなければならない。資本費の傾向を見ると小規模なものはばらつきが大きいため、一定以上の規模での導入を促進することが有効である。
- ・ 燃料費が上昇しているデータがあることに加え、木質燃料の調達に季節による影響がある点や、ごみ焼却施設の設備利用率に変動がある点を踏まえると、今後は低コストで事業実施する方策を考えていく必要がある。

- 石炭混焼バイオマスについて、一度支援を実施した以上は打ち切りが難しいことは理解するが、国民負担を考慮すると、支援を控えていく方向での議論も必要ではないか。
- 稲わら等は直接的に食糧競合しないものの、家畜肥料を通して食糧生産と密接に関係していることから慎重に取り扱うべきという視点は、非常に重要である。
- 肥料として使用することが必ず優先されるわけではなく、バイオマス燃料よりも高度な利用方法が見込まれるからこそ競合を考慮すべき。他の用途の可能性だけでなく、他の高度な活用がなされているという前提の上で競合について議論すべき。
- 食糧競合の問題は、FIT 制度の買取価格が高いことで発電に使用した方が経済的になってしまう点にも原因がある。買取価格が適切に低下すれば、相対的に競合の問題は小さくなっていくはずである。
- PKS 及びパームトランクの持続可能性に係る経過措置は、これ以上の延長がないようにしていただきたい。
- パーム油はインドネシアやマレーシアで輸出を制限する傾向にあり、パーム油以外の油も含めて、SAF 燃料として需要があるという話もあるので、今後も安定供給の観点から動向を注視しながら議論を進める必要がある。
- FIP の設備利用率にばらつきが生じているのは必ずしも批判されるべきではなく、燃料費の高い時期に意図的に出力を低下させたり、調整力市場での活用を図っている可能性もあるため、実態がどうなっているのか丁寧に分析するべきである。
- 2021 年度の認定量が従来よりも増加している区分があるが、政策の効果によるものなのか、今後も効果の継続が見込まれるのかを教示いただきたい。
- FIP のみ認められる対象については、2,000kW 以上としつつ、早期に切り下げるという方針も含めて示された。

事務局

- バイオマスのコストに関する記載ぶりは、設備の規模や調整力といった委員から指摘いただいた観点も踏まえて修正する。
- 燃料費の推移は、その要因も含め来年度以降も継続して分析を行い、必要に応じて業界団体等へも照会を行う。
- 稲わら等の燃料については、食糧・肥料としての利用や航空機燃料としての利用など様々な活用方法と比較しつつ、FIT 買取価格が市場へ与える影響も含めて丁寧にバイオマス WG において議論いただく。
- FIP 案件の設備利用率に関するアンケートを実施したが、今後さらに深い分析を実施して、調整力としての活用も踏まえた実質的な設備利用率のフォローを行っていく。
- 石炭混焼バイオマスは国民負担の抑制にも留意しながら、市場統合という観点から FIP 移行を推進していきたい。

オブザーバー（農林水産省）

- 令和4年の食糧安全保障強化政策大綱において飼料・肥料等の国産化の強化が示されるなど、稲わら等を取り巻く環境が変化している状況である。

委員長

- 事務局提案に対し、基本的に委員から異論はなかった。
- 稲わら等を燃料として認めるうえでは、食糧生産への影響を踏まえて慎重な議論を行うことが必要である。

（2）入札制・地域活用要件について／（3）その他の論点について

委員

- 事務局案に賛成。
- 営農型太陽光は認定量が少なく、農地転用許可の取得も進んでいない。ポテンシャルがある一方で隠れたコストや障壁があると考えられるため、議論を深掘りできないか。場合によっては営農型の導入に期待すべきか否かに立ち返った議論が必要。
- 営農型太陽光の認定申請までに農地転用許可申請書類を揃えることは事業者にとって過度な負担を課すことになっていないか懸念しており、他の設計の是非を確認したい。
- 営農型太陽光は農業生産と太陽光発電を両立するものとして大変期待しているが、農地転用許可書類の提出状況が芳しくない現状は残念である。現場の意見や状況を本委員会での検討に反映させていく必要がある。
- 3年以内に農地転用許可の提出がない場合には、認定が取り消されるという理解で良いか。農地転用許可の後にFIT認定を取得するというのが本来の筋である中で、あえてイレギュラーな制度を設けた以上は、制度の信頼を損なわないように厳格な運用を行っていただきたい。
- 農地転用許可申請書類等について、一定の標準化をすることが導入促進策になるのではないかと。許可取得の障壁の調査の中で、農水省とも連携して検討していただきたい。
- 営農型太陽光の案件組成における地方自治体の関与の度合いも調査できないか。自治体と協働したり、自治体からの指導を受けながら進めると営農型も進みやすいのではないかと。
- 太陽光の入札容量設定について、1回目の入札において高値で大量に応札した場合、2回目の募集容量が増加して高値でも落札できてしまう可能性がある。戦略的に入札容量を操作する余地が生まれてしまう懸念があるのではないかと。
- 太陽光の入札では厳しい上限価格が設定されているため、入札量上限の設定方法を悪用するような応札行動が起こる懸念は比較的低いと思われる。
- 地域活用要件が適用されるような小規模案件についてはコストを下げるのが難しい一方、再エネについては地域との理解も重要であり、今後も進めていくべき。

- 今後は PPA や需要家主導による導入の増加が見込まれるため、入札の量や価格を決定する際には、FIT 制度によらない導入の状況も把握しておくべきである。

事務局

- 入札では正当な理由なく辞退した場合に保証金を没収する制度も導入されており、上限価格の低減と併せて制度の悪用を防止する機能として働いている。委員指摘を踏まえ、今後も継続的に動向をフォローしていく。
- 営農型太陽光で認定から3年以内に農地転用許可が取得できていない場合は、認定取消し等の厳格な措置を講じる予定である。
- 現状のアンケート調査では2年経過しても農地転用許可の取得ができていないことを踏まえ、認定から許可取得までの期間を短縮するよりも、一定の準備が整った段階で認定申請を求めることとしたい。
- 農地転用許可の取得における障壁については、手続き面以外の課題も含め、今後も農水省と連携して分析していきたい。
- FIT 制度によらない導入状況の把握へ向けては、導入量データの補足について電力関係事業者とも議論しつつ、関係審議会でも取り扱っていく。
- バイオマスの認定量増加は、温対法に基づく取組等、自治体がカーボンニュートラルへ向けた取り組みを加速させていることも要因として考えられる。関係省庁や自治体とも連携しつつ、議論の前提となる情報の収集に努めていく。

委員長

- 事務局提案に対し、基本的に委員から異論はなかった。
- 営農型太陽光促進に向けて、どのような対応が可能かということについて、農水省と連携をしながら進めていただきたいという要望が寄せられた。
- 次回は本委員会での議論の取りまとめを行うため、事務局には資料の準備等をお願いしたい。